

第23日

令和7年3月21日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第19号議案外10件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第19号議案外10件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第19号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

本件は、刑法の一部改正により、刑罰の種類のうち懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、条例中の罰則及び欠格条項に懲役または禁錮を規定している箇所を改正するものです。なお、本条例案の内容については、改正誤り等により実効性に支障が生じないように、法務省の指示に基づき、福岡地方検察庁との事前協議を経て、その承認を受けているところです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、1点目に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正において、用語の定義が追加されたことにより、繰下げとなった条項のうち、条例における引用箇所を改正するものです。

2点目に、同じく、番号利用法の一部改正に伴い、条例の別表に定める生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の項目を削除するものです。これは、現在、条例に基づきマイナンバー及び、それを含む個人情報を利用している当該事務について、

番号利用法の一部改正に伴い、担当する省の省令の定めにより、自治体での利用を可能とすることとなったことによるものです。

なお、いずれも番号利用法の一部改正に伴う規定の整備であり、実質的な制度改正ではないため、市民生活への影響はありません。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、令和2年の地方公務員法等の改正時に、非常勤特別職に該当しなくなった者に対する公務災害補償の経過措置について規定の整備を行うものです。令和2年の法改正において、非常勤特別職の地方公務員から、区会長、農事実行組合長等が除外されました。それに伴い、これら役職にある市民が地域行政の業務に従事しているときに発生した災害等の補償については、本条例中、附則の定めより、経過措置の対象としてきたものです。今回、地域行政の業務に従事する市民への補償について、災害時の避難行動要支援者や支援者の場合と同様に、保険加入で対応するよう見直しを行うことを受け、さきに述べた経過措置を終了するため、この規定を削除するものです。

本委員会としましては 地域行政活動に関する補償の見直しが行われることは評価できるものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正により、条例中に引用する暫定再任用職員の根拠規定の条項が繰下げとなることから、規定の整理を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、市職員の仕事と育児、介護との両立を支援するため、所要の処置を講ずるものです。

1点目に、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大です。対象職員の範囲について、改正前は3歳になるまでの子を養育する職員としていたものを、改正後は小学校就学前の子を養育する職員とします。

2点目に、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備です。家族の介護を行う必要が生じたものに対する制度等の周知及び請求等に係る意向確認とともに、介護に直面する前の早い段階における情報提供並びに研修の実施及び相談体制の整備について

規定します。

審査に当たりましては、介護に直面する職員に対する市の姿勢についてただしました。

執行部によりますと 今回の改正により、職員に制度への理解を深めてもらうとともに、介護休暇及び介護時間を取りやすい環境の整備を推進していくものであるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、地方自治法の一部改正により、条例中に引用する条項の繰下げを行うものです。本件のうち、朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法第243条の2の7の規定により、その制定または改廃に関する議決に際し、あらかじめ監査委員の意見を聞くこととされています。よって、審査に先立ち、市監査委員の意見を聴取したところ、異議なしとの回答を得ています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、朝倉市役所本庁舎の移転に伴い、一部の部署の事務室がピーポート甘木内の学習室に設置されることを受け、施設利用料の規定を見直すものです。移転に伴い、新たにピーポート甘木内に設置される部署は、男女共同参画推進室、監査委員事務局、人事同和对策課、あさくら“縁”結び課の4つです。現在、健康福祉棟の1階にある健康課は新庁舎に移り、そのあとに人権・同和对策課が入ります。社会福祉協議会の対面にある応接室には、あさくら“縁”結び課が入ります。また、現在、貸室としている健康福祉棟2階の第6学習室には、男女共同参画推進室が、同じく第8学習室には監査委員事務局が入ります。そのため、第6学習室及び第8学習室の使用料の規定を削除し、第7学習室を第6学習室に変更します。

なお、この改正に伴い、学習室の使用料に変更は生じません。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、旧松末小学校を改修し、新たに市のコミュニティセンターとして整備するに当たり、その名称及び位置を定めるものです。施設の名称は、朝倉市松末コミュニティセンター、施設の位置は、朝倉市杷木星丸1175番地1です。改修の内容は、旧松末小学校校舎

の1階部分及び体育館をコミュニティセンターに、2階部分を自治集会のためのスペースに、3階部分を緊急避難所として整備するものです。

松末地域のコミュニティ活動は、平成29年九州北部豪雨災害により、従前の拠点施設であった旧JA筑前あさくら松末支店が使用できなくなって以降、農林産物処理加工施設、通称万九里プラザの1室で行われていました。

今回、旧松末小学校跡地活用方針に基づき、地元協議の結果を踏まえ、同施設をコミュニティセンターとして整備したため、本条例を制定するものです。

本委員会としましては、被災後、長年の懸案事項であったコミュニティ活動の拠点整備のための改正であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、朝倉市立あまぎ水の文化村内の水辺のふれあいゾーンに昨年オープンしたオートキャンプ場にシャワー棟を整備し、適切な管理運営を行うため、利用料金を定めるものです。シャワー棟の利用に係る料金は1回につき300円です。令和6年8月から稼働している同施設の利用者のニーズに対応することで、利用者の増加と満足度の向上を図ります。

審査に当たりましては、キャンプ場の利用者以外でもシャワー棟の使用が可能なのかとの点についてたどしました。

執行部によりますと、シャワー棟の使用は、キャンプ場利用者のみを対象としているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、勤務年数35年以上の消防団員の退職報償金の額を増額するものです。改正の内容は、現行30年以上を上限としている勤務年数の区分の上に、勤務年数35年以上を追加し、該当する団員に支給する退職報償金の額を、勤務年数30年以上35年未満の者に対する支給額に10万円を加算した額とします。これは、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の支給額が増額されることに伴う改正です。

審査に当たりましては、支給される退職報償金の額について、どの時点での階級で決定されるのかとの点についてたどしました。

執行部によりますと、在職期間中に到達した最上位の階級で支給額を決定するものであり、例として、団長経験者が、その後、下位の階級に属し退職を迎える際は、団長の階級の額が支給されるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第43号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてです。

本改正は、令和7年7月31日をもって、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会に議決を求められているものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。2番石井清治総務文教常任副委員長。

○総務文教常任副委員長（石井清治君） 第26号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についての委員長の説明の中で、移転に伴い新たにピーポート甘木内に設置される部署の中で、「人事同和対策課」という説明がありましたが、正しくは「人権・同和対策課」というところで訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第19号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第24号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第4号議案外12件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇)

○環境民生常任委員長(仲山 寛君) ただいま議題となりました第4号議案外12件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

最初は、第4号議案ですが、朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計において、財政調整基金積立金の取扱いに関して、第13号議案に関連があります。このため、先に第13号議案から報告いたします。

それでは、第13号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)についてです。

歳入歳出それぞれ380万9,000円を追加し、予算総額を954万3,000円とするものです。

主な内容は、財政調整基金積立金から415万3,000円の繰入れを行い、償還事務に要する

人件費として合計871万9,000円を一般会計に繰り出します。

これまで、歳入合計から歳出合計の残額を財政調整積立金に積立てを行っていました。しかし、起債償還が令和5年度で終了したことから、基金残高が増えていく状況にあります。このため、福岡県の担当部署とも協議した上、今後は基金への積立てをせず、償還事務に要する人件費として一般会計に繰り出すことにしたものです。なお、基金利子である26万6,000円の積立ては行いません。

審査に当たりましては、滞納件数と貸付け残高についてただしたところ、滞納件数は令和6年度中に2件減少し、令和7年度では33件になる見込みとのことです。また、貸付け総額は約19億1,000万円であるが、令和7年1月末での貸付け残額は7,836万5,000円まで減っているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、地域改善対策事業の一環として、住宅の新築や改修、宅地を取得するための資金の貸付け事業が実施されていたもので、現在は、償還率向上を図ることを目的とした事務を行っています。

予算総額を913万6,000円で編成するもので、昨年度と比較し約59%、340万2,000円の増加となっています。これは、第13号議案の説明でもしましたが、財政調整基金積立金の一部442万6,000円を繰り入れ、償還事務に要する人件費として合計750万円を一般会計に繰り出すことが主な要因です。

一方で、諸収入は前年度と比較し103万9,000円の減額となっていますが、これは令和6年度中に2件が完納、令和7年度中に1件が完納見込みであることから、貸付金元利収入を減額見込みとしたことによるものです。

基金の状況につきましては、基金利子26万6,000円のみ積立てを行い、令和7年度末現在高見込額は7,770万1,000円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず、事業勘定については、予算総額を67億6,143万円を編成するもので、昨年度と比較しマイナス3.7%、2億5,883万6,000円の減額となっています。

令和7年度の被保険者数は、少子高齢化や社会保険の適用拡大から減少傾向が続いており、年間平均見込みは1万445人で、医療費が高くなる傾向がある65歳以上が半数近くを占めています。

1人当たり医療費について、令和5年度では48万5,365円となっており、令和4年度と

比較し7,596円増加しています。県内でも医療費水準が高い位置にあるため、重症化や長期化する前の予防対策を含め、啓発活動を強化し、医療費適正化への取組を進めていきます。

県に納める国保事業費納付金の総額は、被保険者数の減少により、昨年度より5,030万6,000円の減額となっていますが、1人当たりの納付金額では増加傾向にあり、総額は約17億557万1,000円となっています。

令和7年度の国民健康保険税率については、令和6年度から据置きになります。

基金の状況につきましては、基金利子15万5,000円の積立てを行い、令和7年度末現在高見込額は1億5,369万5,000円です。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を6億5,274万5,000円で編成するもので、昨年度と比較し48.4%、2億1,274万4,000円の増加となっています。

歳入では、診療費として2億6,550万円を計上しています。また、診療所施設整備の財源として、3億4,130万円の過疎対策事業債を借り入れ、令和7年度に建設工事に着手し、令和8年10月完成を目指しています。

基金の状況については、基金利子30万5,000円を積み立てる一方、3,889万6,000円を予算調整のため取り崩すため、令和7年度末現在高見込額は2億6,774万円です。

審査に当たりましては、朝倉診療所の建設工事費についてただしましたところ、総額で約8億6,000万円程度となり、令和7年度予算では、建設工事費の前払い相当額を計上しているとのことです。

なお、医療機器の移設費用等は、令和8年度予算で対応するとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額を12億966万6,000円で編成するもので、昨年度と比較し5%、5,837万6,000円の増加となっています。

令和7年度の被保険者数の見込みは1万383人で、団塊の世代が75歳になる期間であり、昨年度より2.6%、259人の増加を見込んでいます。

歳入では、保険料収入が被保険者数の増加により5.8%、4,811万6,000円増の8億7,791万9,000円となっています。歳出では、広域連合への納付金が4.8%、5,327万4,000円増の11億5,950万1,000円となっています。

審査に当たりましては、保険料収入が増えている要因についてただしましたところ、保険料は2年ごとに改正が行われており、令和6年度の改正では福岡県全体の医療費が増加していることや、出産育児一時金を後期高齢者医療からも支援する制度変更により保険料が上がっているとのことです。また、被保険者数も増え、所得構成も変化していることから、相対的に増えているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を60億8,831万1,000円で編成するもので、昨年度と比較し0.7%、4,502万8,000円の増額となっています。

計画期間を令和6年度から令和8年度までとする第9期介護保険事業計画の2年目となります。

要介護認定者数については、令和6年12月31日現在で3,263人、前年同月と比較し55人増加しています。

歳出においては、保険給付費の合計額は55億9,970万5,000円を計上しており、昨年度と比較し0.6%、3,271万9,000円の増加となっています。

令和4年度実績は減少していましたが、令和5年度実績、令和6年度実績見込額はともに増加しています。介護サービスを必要とする後期高齢者数が年々増加傾向にあることや、介護保険報酬の改定が要因と考えられます。

基金の状況については、基金利子125万円を積み立てる一方、保険料の負担軽減を図るため6,426万7,000円を取り崩すことで、令和7年度末現在高見込額は9億3,598万円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

事業勘定では、歳入歳出それぞれ6,121万円を追加し、予算総額を70億8,147万6,000円とするものです。

主な内容について、歳入では、令和5年度繰越金の補正6,121万円です。歳出では、基金に1,389万2,000円を積み立てます。また、償還金として4,731万8,000円を計上します。これは令和5年度の交付金等が確定したことによる返還金です。

直営診療施設勘定では、繰越明許費として4,206万5,000円を計上します。診療所施設整備事業の造成工事において、関係機関との協議に時間を要したことから工期の延長が必要となり予算の繰越を行うものです。なお、令和7年度の建設工事スケジュールには影響しないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ2,632万6,000円を追加し、予算総額を11億7,761万6,000円とするものです。

主な内容について、歳入では、実績に基づき保険料総額を1,104万2,000円増額します。繰越金では3,215万9,000円増額します。これは、前年度の出納閉鎖期間中に納められた保険料に当たり、翌年度に精算する仕組みです。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と保険料負担金が確定したことに伴い2,180万円を増額します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に第18号議案朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定についてです。

本件は、朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付事業の廃止に伴い、朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付基金を廃止したいため、この条例を制定するものです。この貸付事業は、介護保険サービスを利用し1か月に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、高額介護サービス費として支給されますが、支給されるまでの間は利用者の一時的な費用負担が必要となります。また、住宅改修や福祉用具購入のサービス費の支払いは原則償還払いのため、利用者が一時的に費用の全額を負担する必要があることから、この資金貸付制度により負担軽減を行うものです。

しかし、住宅改修や福祉用具購入のサービス費の支払いについては、平成19年度に受領委任払い制度が導入されました。利用者が介護給付金の受領権限を業者に委任することで、保険給付は市から事業者に直接支払われることになり、利用者は自己負担額の支払いのみで住宅改修等を行うことができるようになりました。

平成12年に介護保険制度が開始され、受領委任支払制度を導入した平成19年度までの利用者は8人であり、平成19年度以降の申請はありません。なお、貸付基金300万円については、この条例廃止後に一般会計に繰り入れます。

本委員会としましては、受領委任払制度により基金を廃止しても問題ないことから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、条例に引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、引用する法律の条項の繰下げを行うもので、第2条第15項を第2条第16項に繰り下げます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等のことであり、市町村の認可事業として実施されますが、現在朝倉市内に該当する施設はありません。

主な改正内容について、1点目は連携施設の確保に関する見直しです。認可基準の一つに連携施設を設定し、連携協力が必要とあります。連携施設とは認定こども園、保育所、幼稚園のことで、連携協力とは集団保育を体験させるための行事参加や園庭開放を行う保育内容支援、職員が病気や休暇で保育できない場合の代替保育の提供、3歳以降の保育施設を確保することです。

このうち、保育内容支援について連携施設の設定が困難な場合は、認定こども園等の連携施設の協力を必要としていましたが、改正後は、要件を満たせば同規模の他の家庭的保育事業施設等を連携施設とすることができるもので、次の第30号議案の改正内容と同じです。

2点目は、栄養士等の配置に関する見直しです。第16条第2項において、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援法等の運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

特定教育保育施設とは、市から施設型給付費の支給に係る確認を受けた私立保育園、認定こども園のことです。特定地域型保育事業とは、市から地域型給付費の支給に係る確認を受けた家庭的保育事業等のことであり、第29号議案で説明した事業です。

改正内容は、先ほど第29号議案で説明した保育内容支援の改正と同じです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、条例に引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、引用する条項の繰下げを行うもので、同条第17項を同条第18項に、同じく、

同条第28項を同条第29項に繰り下げます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第32号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合、併設事業所に配置しないことができる従事者について、現行の「栄養士」から「栄養士若しくは管理栄養士」に改正します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第4号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。午前11時20分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時6分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第8号議案外14件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 加藤正二君登壇）

○建設経済常任委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第8号議案外14件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第8号議案令和7年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

業務の予定量は、年間総給水量547万5,000立方メートル、1日平均給水量は1万5,000立方メートルです。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出について、収入はキリンビールからの水道使用料等として1億7,240万1,000円、支出は両筑平野用水施設の管理費負担金及びダム使用権に係る無形固定資産減価償却費等により、2億127万9,000円となっています。

資本的収入及び支出について、収入はなく、支出は企業債償還元金等で2,579万円となります。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は2億4,588万8,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案令和7年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は1万1,300戸、年間総給水量277万5,000立方メートル、1日の平均給水量は7,603立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出については、収入を6億2,643万2,000円、支出を6億3,175万2,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を3億8,631万2,000円、支出を5億1,367万5,000円で編成するものです。

主要な建設改良事業として、道路改良に伴う配水管布設工事のほか、災害復旧工事に伴う橋梁添架工事、杷木浄水場の浸水対策、県南広域水道企業団受水のための送水管布設工事等を行います。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は8億5,096万5,000円となるとのことです。

本委員会としましては、施設の維持管理に係る収益的経費、施設整備等に係る資本的経費は水道料金、企業債等で賄うとの説明で適正な予算編成であること、また、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源も問題なく、併せて、現金においても資金期末残高が約8億5,000万円確保されているため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案令和7年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてです。

給水戸数は34戸、年間総給水量は8,460立方メートル、1日の平均給水量は23立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出については、それぞれ601万8,000円で編成するものです。

また、資本的収入及び支出については計上はありません。

現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は61万7,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は3万6,574人、年間総処理水量412万4,331立方メートル、1日の平均処理水量は1万2,829立方メートルを予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を25億4,201万4,000円、支出を23億3,049万1,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を18億1,871万4,000円、支出を26億7,536万7,000円で編成するものです。

建設改良工事費の主なものは、工事請負費、詳細設計業務委託費、職員給与費等です。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は3億8,453万円になるとのことです。

本委員会としましては、各処理場等の維持管理に係る収益的経費、公共下水道等に係る資本的経費は、下水道使用料、補助金、企業債等で賄うとの説明で、適正な予算編成であること、また、資本的収入額が支出額に対し不足する額の補填財源も問題ないこと、併せて、現金において資金期末残高が約3億8,500万円確保されているため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案令和6年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的収入及び支出について、県の補償工事等が実施されなかったことにより、消費税及び地方消費税が還付から納付に転じたため、消費税及び地方消費税還付金を198万7,000円

減額補正し、消費税及び地方消費税を764万円増額補正するものです。

資本的収入について、工事費の減額に伴う企業債、県からの補償費及び一般会計からの繰入金の減により、1億1,632万8,000円を減額補正するものです。資本的支出について、1点目に、県道甘木朝倉田主丸線の配水管布設替え工事が、県の道路改良工事計画変更により未実施となったこと、2点目に、県道八女香春線の配水管布設替え工事が、道路改良の工事の遅延により、次年度実施となったことにより1億2,236万5,000円を減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的収入及び支出について、国の前倒し補正予算に伴い、防災安全事業として、朝倉中央浄化センター耐震実施計画を策定するため、収入を600万円、支出を1,200万円増額補正するものです。

資本的収入について、令和6年度の工事費等が確定したことにより、3億4,458万3,000円を減額補正するものです。資本的支出について、国の前倒し補正予算に伴う事業費の増額及び令和6年度の工事費等が確定したことにより、3億7,919万7,000円を減額補正するものです。

審査に当たりましては、国の前倒し補正予算は、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けての措置であるかについてたずねました。執行部によりますと、今回の措置は通常の補正予算とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたため、この条例の制定をしようとするものです。

具体的には、まず同法を引用する朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部に該当する第3条第1項第6号の中の第21条第2項第1号を第22条第2項第1号に改めます。

次に、附則に「この条例は令和7年6月から施行する」を記載します。

審査に当たりまして、条例改正による変更点の詳細についてたずねました。執行部によりますと、今回の条例改正では、建築物の基準見直しが行われており、今後はこの基準に即した整備を行っていくこととなるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、第35号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整理等及び経過措置に関する政令により、水道法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

今回の改正は、安全な水道事業を継続するために必要な技術者の確保を目的とし、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことに伴うもので、具体的には、1点目に、学歴及び学科や実務経験等の緩和です。これまで水道のみの実務経験としていたものを工業用水道、下水道等の分野における実務経験を追加します。2点目に、学歴・学科に土木工学科以外の課程、機械工学・電気工学を追加します。最後に、国家資格・一級土木施工管理技士を追加します。

本委員会としましては、今回の改正は、技術者確保のため資格要件の緩和であり、近年の技術者不足の解消を目的としていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、政府のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえた排水設備工事責任技術者の専属規制の見直し等に伴い、規定の整理を行うため、この条例を制定しようとするものです。

具体的には、1点目に、下水道排水設備指定工事店の要件の緩和です。これは、下水道排水設備指定工事店の営業所ごとに、排水設備指定工事責任技術者を専属させている規制を廃止し、県内の複数営業所を兼任することを妨げないとするものです。

2点目に、申請時の添付書類の追加です。個人であれば在留カードまたは特別永住許可書の写しを、法人であれば寄附行為の写しの添付が必要となります。

最後に、都市下水道の維持管理についてです。特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が令和3年に発出され、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴う改正であり、河川等からの都市下水道への逆流を防止するために設けられた樋門、樋管の点検を1年に1回以上行うこととするものです。

ただし、朝倉市には、この点検に該当する樋門、樋管はないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、可決するものと決しました。

次に、第37号議案朝倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてです。

本件は、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域における地区計画の

目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、この条例を制定するものです。

本条例の制定に至った経緯として、都市計画法における地区計画制度は、地区計画に適合しない場合、市が勧告するなど比較的緩やかなまちづくり制度となっており、勧告に従わず、地区計画に適合しない建築行為が行われる可能性があります。そのため、特に重要な事項について、市条例で制限することで、建築確認申請時の審査対象となること及び罰則規定を設けることで、公的な強制力を持たせるためです。

具体的には、今回の地区整備計画区域は、新市庁舎周辺地区、地区整備計画区域約7.2ヘクタールと、朝倉医師会病院地区、地区整備計画区域約3.6ヘクタールの2か所です。

まず、新市庁舎周辺地区については、建築物の用途を制限します。また、この地区計画決定と併せて、用途地域を第2種低層住居専用地域から第1種住居地域と変更します。

次に、朝倉医師会病院地区については、建築物の用途、壁面の位置、建築物の高さ、垣根または柵の構造を制限します。また、この地区計画決定と併せて、用途地域を第1種低層住居専用地域から第1種住居地域へ変更します。

本委員会としましては、条例により地区計画の区域に対する制限を定めることで、健全かつ良好な都市環境の確保を目的としていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、平成29年7月九州北部豪雨により被災した乙石川流域地区の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、農地に不適當な土砂の搬出、令和5年災の追加、地形の変動による取水位置の変更に伴う水路の延長、擁壁工の追加及び現地精査による設計数量の変更に伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額4億4,000万円を7億5,428万1,000円に改めるものです。本件は、令和3年6月定例会での議決を経て、株式会社別府土建と工事請負契約を締結しているもので、今回の変更により請負契約額は3億1,428万1,000円の増額となります。

本委員会としましては、今回の変更は物価等の急激な変動、現地精査等に対するものであり、やむを得ない判断とし執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案工事請負契約の変更についてです。

本県は、令和5年7月豪雨により、被災した農業用施設ため池災害復旧工事について、堆積土砂の運搬先変更による運搬距離の延長、土量の増加及び投棄料の単価変更、流木の撤去量の増加、舗装の撤去及び復旧の増工により、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額1億1,660万円を1億7,335万4,500円に改めるものです。

本件は株式会社井手組と工事契約を締結していたもので、今回の変更により請負契約額は5,675万4,500円の増額となります。審査に当たりましては、堆積土砂の運搬距離の延長において増額した金額が大きいことから、内容の詳細についてたどりました。執行部によりますと、新たな運搬先が市外であること、また、ため池からの搬出道路の道幅が狭く、通常は10トンダンプを使用して運搬するところ、2トンダンプを使用することで運搬台数が増加したためとのことです。

本委員会としましては、今回の変更はやむを得ないことと判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第40号議案工事請負契約の変更についてです。

本件は、令和5年7月豪雨により被災した杷木大山地区の橋梁災害復旧工事、獺ノ口の2橋において、当初計画では出水期を除いた令和6年・7年度の2か年で工事完了を目指していたところ、下部工の施工において、左岸側の地盤が非常に硬く、矢板の打ち込みに想定以上の時間を要し、右岸側下部施工においても同様のことが想定されることから、出水期までの期間に進捗を図るため工事の前倒しを実施し、設計変更を行う必要が生じたため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求められているものです。変更内容は、請負契約額1億2,804万円を1億9,490万9,000円に改めるものです。

本県は株式会社原田組と工事契約を締結していたもので、今回の変更により、請負契約額は6,686万9,000円の増額となります。審査に当たりましては、当該地の地盤の種類と工事の完了予定時期についてたどりました。執行部によりますと、地盤の種類は岩盤であり、硬い硬岩の地層であったとのことです。また、工事完了は令和8年3月末とのことです。

本委員会としましては、今回の設計変更は来年度に工事完了するための最善策と判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第41号議案市道路線の変更についてです。

市道名中島田・坂井線、市道名戸鳥2号線、市道名八重丸2号線、市道名宮ノ前1号線、市道名光丸1号線、市道名光丸2号線、市道名柳・黒嶋線、市道名黒嶋・千手町線です。当8路線は平成29年7月九州北部豪雨で被災した桂川が改良復旧工事により拡幅されたことにより、市道や橋梁が付け替えられ、それに伴い起点並びに終点の位置に変更が生じたため、当該市道の変更を行うものです。

なお、光丸2号線については、終点位置の変更により従前の路線名につけた字名でなくなったため、路線名を光丸宮野前線とします。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第42号議案字の区域の変更についてです。

本件は、桂川流域、山後地区の市営土地改良区画整理事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。これは、区域内の県営河川が拡幅復旧されたことにより、地形に合わせて登記し直す必要があるため、境界の変更をするものです。場所は、大字須川県営河川、桂川の最上流部。地区面積は6.1ヘクタール。工事については、令和3年5月に着工し、令和7年9月に完了予定です。具体的には、字山陰873番1の地先の字山ノ下の水路である公有地の一部を須川字山陰に、須川字山陰873番1の一部、873番2、874番の一部、876番から878番までの各一部、880番1の一部、883番の一部、884番の一部、949番1の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部並びに字山陰872番1及び字山後3525番に隣接する字山陰の道路である公有地の全部の区域を須川字山ノ下に、須川字山陰931番から933番までの各一部、935番の一部、936番、938番1の一部、939番1の一部、939番2の一部、940番1の一部、941番1の一部、948番1の一部、948番2の一部、949番1の一部、949番2、949番3、949番4、950番1の一部、950番2の一部、950番3、951番1の一部及びこれらの区域に介在する道路及び水路である公有地の全部の区域を須川字一ノ坂に、それぞれ編入します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第8号議案令和7年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案令和7年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案令和7年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和6年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第17号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案朝倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案工事請負契約の変更について(農業用施設災害復旧)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案工事請負契約の変更について(橋梁災害復旧)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案市道路線の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。よろしく申し上げます。

午後零時3分休憩

---

午後1時零分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第3号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 鹿毛哲也君登壇)

○予算審査特別委員長(鹿毛哲也君) ただいま議題となりました第3号議案令和7年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

令和7年度一般会計予算の当初予算規模は、令和6年度の当初予算額より3億1,000万円増の437億7,000万円となっています。

このうち災害関連経費は、令和6年度より約15億3,400万円減の約69億8,000万円、平成29年災などの災害関連経費を除いた通常分予算は、昨年度を超え朝倉市での過去最大の予算規模になっています。なお、災害関連経費は、当初予算の約70億円に令和7年度へ繰越し予定の約47億円を加えますと、実質約117億円となっています。

歳入のうち市税については、個人市民税の現年課税分において、令和6年度の定額減税還元分と、国の地方財政計画の伸び率を参考に、所得割の上振れによる2億3,300万円増の21億5,200万円が見込まれていますが、税制改正等による大きな影響はないとのことです。

また、地方交付税は普通交付税において、物価高騰対応などによる増や、公債費算入の増等の見込みから、前年度比約3億円増の71億円、特別交付税は前年同額の10億円、臨時財政対策債は前年度比5,400万円減のゼロとのことです。

基金現在高については、令和6年度末現在高157億3,700万円に21億8,900万円を積み立て、58億1,800万円を取り崩すと、令和7年度末現在高は121億700万円となります。

財政調整基金については、令和6年度末現在高は39億7,700万円で、これに利子1,600万円を積み立て、10億円を取り崩すと、令和7年度末現在高は29億9,300万円となる見込みとのことです。

令和7年度の災害関連経費70億円に必要な一般財源分12億円に対し、財政調整基金から7億円と地域振興基金から5億円を取り崩し、充当するとのことです。

地方債現在高については、令和7年度末現在高見込みは20億500万円増の375億7,100万円と、大きく増加する予定とのことです。

災害復旧事業債については、繰上げ償還の実施により、1億9,800万円減の46億9,600万円の現在高になる見込みとのことです。

臨時財政対策債については、令和7年度末現在高見込みが6億円減の61億5,600万円となり、ここ数年の発行額の抑制により減少しているとのことです。

委員会では、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、決算審査等の質疑や意見を基に将来の財政状況分析がなされているかなど、様々な視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされました。

各課質疑では、まず、被災者生活再建支援システムについて、システムを導入することによって、災害発生時にどのくらい早く罹災証明書を交付できるようになるかをたどしました。執行部によると、現地に入ることができない状況でのドローンでの撮影による判定や、現地に入っても簡単な入力作業で判定が可能となることで、令和5年度の豪雨災害では1日に約10件を判定し、調査から1週間以内の交付を目安にしていたのが、システムの導入により倍以上の成果が上がるのではないかと見込んでいるとのことです。

新規就農支援事業については、有機農業に取り組む新規就農者に対し、もう少し支援に力を入れるべきではないかとたどしました。執行部によると、朝倉市はこれまでの慣行農

業により、県内有数の農業地帯となっているものの、みどりの食料システム戦略の観点からも、有機農業の農地面積を増やしていく必要があることは課題として認識しており、有機農業への支援については、情報収集しながら前向きに取り組んでいきたいとのことです。

令和7年度から、立石小学校に配置される学習指導員については、登校しても教室に入れない子どもたちの居場所として、校内適応指導教室を設置しているものの、対応できる教員が足りない状況であるため、新たに指導員を配置し、学習支援員や教育相談を充実させたいとのことです。また、立石小学校だけでなく、他の小学校への配置はないのかただしたところ、まずは大規模校である立石小学校で実施、検証を行った上で検討していきたいとのことです。なお、日本語教員の配置については、県の基準どおりではあるものの、外国人の児童生徒が増えている実態もあり、今後、状況を見ながら対応したいとのことです。

学校給食関係各種負担金については、給食費に係る牛乳、パン、小麦製品など、材料費の値上がり相当分を反映しながらも、物価高騰対策として保護者負担額を据置きし、小中学校それぞれ約20%の補助を行うとのことです。しかし、国では無償化に向けての協議がなされており、今後、国で無償化が決定された場合の対応についてただしたところ、市もできるだけ早く検討するとのことです。

e—S p o r t s 地域交流事業については、市制20周年記念事業で交流大会の開催が予定されていますが、その後、どのような形で継続するのかをただしたところ、令和7年度においては、コミュニティ対抗の交流大会のほかに、高齢者向けの体験会を実施し、利用促進を図っていくとのことです。その後、ゲーム機やゲームソフトの配備については、各コミュニティと協議しながら環境を整えていくとともに、交流大会の継続についても働きかけを行っていくとのことです。

総括質疑では、毎年新規事業が数多く出ているが、不要不急の事業の廃止・縮小がなかなか進んでいない。近年、職員の中途退職が見受けられるが、取り組むべき事業が増えていくことで、職員の負担増となっていることが原因ではないかとただしました。執行部によると、令和5年度から地方創生予算枠を設け、新規事業の提案を促すことで、企画力やプレゼン能力の向上を含めた人材育成として捉えており、機運も高まってきたものの、廃止が伴っていないのも実態としてあり、今後は廃止をしていくことも念頭に置きながら取り組むとのことです。

委員会といたしましては、詳細な説明を受け、職員が一丸となって朝倉市が抱える様々な課題に取り組み、安全・安心で誰もが住みやすく活力のある朝倉市を実現されることを期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査中において、歳入及び予算の概要説明の中で、歳出ではあるものの目的別・性質別構成についても、可能な限り説明と質疑をする機会を頂きたいことと、事業内容説明書の生活保護事務の欄において、活動計画・成果目標の記載がなく、どのような積算が

なされているのかが分からないため、数字に基づいた議論ができないことや、ピーポート甘木駐輪場の老朽化対策に予算が反映されていないことについて、全国藩校サミット等の大きな事業を控えた中で、緊急性が高いものについては、市長部局との連携を取るべきではないかという意見がありました。これらの課題につきましては、今後、検討していただくよう申し添えます。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第3号議案令和7年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第12号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後1時13分休憩

---

午後 1 時14分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。市長提案理由書（2）をお開きください。

本日、市長から議案 1 件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案 3 件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第44号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に仲山淳子を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

皆様方には十分なる御審議を賜り御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、次に議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員長 浅尾静二君登壇）

○議会運営委員長（浅尾静二君） 本日提案いたしました発議案第 2 号から第 4 号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、発議案第 2 号朝倉市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたこと及び刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例中に規定している引用する法律の条項の繰下げ及び「懲役」を「拘禁刑」に改めるなど規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

次に、発議案第 3 号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う標準市議会委員会条例の改正により、大規模な災害等の発生等または重大な感染症の蔓延により参集が困難な場合に、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために、必要な規定の整備やその他条項の文言の整理を行うため、この条例を制定しようとするものです。

最後に、発議案第 4 号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであり

ますが、発議案第3号と同じく、議会に係る手続のオンライン化及びオンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために、必要な規定の整備やその他文言の整理を行いたいので、この規則を制定するものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(議会運営委員長 浅尾静二君降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で提案理由の説明を終わります。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午後1時19分休憩

---

午後1時20分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書(2)をお開きください。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第44号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号をお開きください。

それでは、発議案第2号朝倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第3号をお開きください。

それでは、発議案第3号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第4号をお開きください。

それでは、発議案第4号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第44号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、発議案第2号から発議案第4号までの3件については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより追加議案の審議を行います。

議案書（2）をお開きください。

それでは、第44号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり同意されました。

次に、発議案第2号をお開きください。

発議案第2号朝倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号をお開きください。

発議案第3号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可

決されました。

次に、発議案第4号をお開きください。

発議案第4号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお開きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時26分閉会